

法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四三号）（予）
外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四六号）（予）
審議会等の整理のための農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）（予）
審議会等の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（予）
審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四九号）（予）
審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五〇号）（予）
審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五一号）（予）
審議会等の整理のための地方自治厅設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）（予）
特別調査厅設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）（予）
審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）（予）
審議会等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五六号）（予）
審議会等のための労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五七号）（予）

「造船技術審議会」

「造船技術審議会」

「造船技術審議会」

利根川開発法案（石川榮一君外百二十二名提出、參法第一七号）（予）
十一名提出、參法第一七号）（予）
○坂田（英）委員長代理 これより会議を開きます。
委員長が所用のため理事の私が代行いたしますことにいたしました。
まず審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。山崎運輸大臣。

○坂田（英）委員長代理 これより会議を開きます。
委員長が所用のため理事の私が代行いたしますことにいたしました。
まず審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。山崎運輸大臣。

○坂田（英）委員長代理 これより会議を開きます。
委員長が所用のため理事の私が代行いたしますことにいたしました。
まず審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。石川榮一君。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

利根川開発法案

（目的）

第一條 この法律は、利根川流域における資源を総合的に開発し、利

用し、及び保全し、もつて災害の

防除と産業の振興に資することを

目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「利根川流域」とは、利根川水系を含む地

域で、政令で定めるものをいう。

（利根川総合開発計画）

第三條 同は、第一條の目的を達成するため、利根川総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基く事業を当該事業に

関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、実施するもの

とする。

（年次計画）

第四條 基本計画は、利根川流域における資源を総合的に開発し、利

用し、及び保全し、もつて災害の

防除と産業の振興に資することを

目的とする。

（年次計画）

第五條 年次計画は、基本計画に基く事業（災害復旧事業を含む。）を

立案し、開議の決定を求める

べき事業（災害復旧事業を含む。）を

実施するための毎年度の計画とす

る。

（開発計画の議決）

第六條 開発計画を樹立する場合に

おいては、あらかじめ、利根川開

発審議会の議を経なければならぬ。

（国土総合開発計画との調整）

第七條 開発計画と国土総合開発計画との調整

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられることをお願いいたす次第であります。

一 河川に関する施設及び事業
二 砂防に関する施設及び事業
三 公有水面の埋立に関する施設

及び事業

四 運河に関する施設及び事業

五 海岸保全に関する施設及び事業

六 森林、園林及び治山に関する施設

及び事業

七 かんがい排水及び干拓に関する施設

及び事業

八 水道及び下水道並びに工業用

水に関する施設及び事業

九 水力発電に関する施設及び事業

十 気象施設

十一 こう水報に関する施設

十二 前各号に掲げるものに関する施設

又は事業

十三 利根川開発庁長官は、基本計画

を立案し、開議の決定を求める

べき事業（災害復旧事業を含む。）を

実施するための毎年度の計画とす

る。

（開発計画の議決）

第六條 開發計画を樹立する場合に

おいては、あらかじめ、利根川開

発審議会の議を経なければならぬ。

（国土総合開発計画との調整）

第七條 開發計画と国土総合開発計画との調整

所に惨状をきわめる慘害を及ぼしたことは御承知の通りであります。当時の人の損傷は三千四百余人といわれております。この土木構造物その他公共構造物並びに民間の一切の損害を計上いたしますと、千三百五億に達したといわれております。さらに昨年も御案内のように、小貝川の合流堤付近において利根川の逆流による大決壊を受けまして、二町五箇村が十一戸間軒につくような水に浸つてしまつた。それがためにせつかく実り始めておりました水田は腐り果て、人畜あるいは家屋の倒壊無数でありまして、慘状まるおおもうのがあつたのであります。

体は、開発計画に関して内閣に意見を申し入れることができることとして、関係地方公共団体の意向を十分に反映せしめることといたしてあります。しかししてこの開発計画に基く事業は、事態がまことに緊急を要する状態でありますので、昭和二十八年度から十年間で完成しなければならないこととしたしました。なお先年制定せられました国土総合開発法に基く国土総合開発計画との調整は、第七條に規定いたしました。ありますように、内閣総理大臣が利根川開発庁長官と国土総合開発審議会の意見を聞いて行うことといたしておるのであります。

次に第十九條から第十三條まで、並びに第十六條及び第十七條は、利根川開発庁に関する規定であります。利根川総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを専管する強力な行政機関の存することを必要と考え、新たに総理府の外局として国務大臣を長とする利根川開発庁を設置することといたしたのであります。利根川開発庁は開発計画について調査し、立案する機関でありますが、同時に開発計画に基く事業の実施に関する関係行政機関の事務の調整及び推進に当る権限を有するものといたしております。

利根川開発庁には長官及び次長以下の常勤職員が置かれますが、別に非常勤の參與十人以内が置かれることになっております。參與は関係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庶務に參與させるものでありまして、これによつて利根川開発庁の任務の遂行に当たり、関係行政機関との連絡協調につき遺憾なきを期そうとするものであります。

また第十四條及び第十五條は、利根川開発審議会に関する規定であります。利根川開発計画の調査、立案等に於ける審議会を置くこととしたのであります。利根川開発審議会は、両議院の議員、関係都県の知事、関係都県の議会議長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣の任命する委員三十人以内で組織することとし、開発計画樹立に関する事項のはか、開発計画に關係する重要事項について、利根川開発庁長官の諮問に応じて調査審議し、また関係行政機関に対して建議することができるなどといたしております。

最後に第十八條以下におきまして、利根川開発庁長官に資料の提出を求める権限及び必要な勧告をする権限を與えますとともに、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力義務を規定し、また国が国有財産の無償の貸付または譲與をなし得る旨を規定し、及び地方公共団体の経費を軽減するための必要な規定も設けておるのであります。

かようにいたしましてこの開発計画は、もとより多額の費用を要するものでありまして、これが負担を國の財政投資にまつことは多いことはもちろんであります。それが、それのみをもつて足りるものではないと存じますので、そのためには地方民の出資に期待することは可能であり、また適当であると考えますので、開発事業の一歩を実施し、または実施する者に対し賛賛をする特別の法人の設立を予想しておるのであります。これは第二十三條に規定いたしておりますで、これに關する

して、今年三月現在におきましては百三十六を算しておるのでござります。政府におきましてはこの審議会等の性格またその権限、あるいは委員数、委員の任期というようなりにつきまして、現行の制度を慎重に検討いたしました結果、行政簡素化及び行政の責任体制の確立という見地から、これに対しまして大幅な縮減改定を加えることを適当と認めたのでございます。そのため二月十六日に閣議決定をいたしまして、審議会、協議会等の設置に関する閣議決定をいたしました。その二月十六日の閣議決定は大要その内容を御説明いたしましたと、まず第一には審議会の性格と之ものを明確にいたしたのでございます。從来審議会、協議会等は国家行政組織法の第八條に法律をもつて審議会、協議会その他の機関を置くことができるということが規定されておるだけございまして、審議会、協議会等がはたしてどのよくな性質のものであるかにつきましては、明確な基準がなかったのであります。これを今回の閣議決定におきまして、審議会、協議会等は原則として政府に対して一般的な事項について審議し得るものである、諮詢的な機関であるという点を明らかにしたのでござります。しかしながら例外といたしまして、個々の特定の事項について審議し得るものを例外的に若干認めたのであります。

ために内閣総理大臣が各省で選びました委員につきまして、さらにこれの認をするというふうなことを定めたのでございます。また委員の任期につきましても從業特に基準がございませんでしたが、今回の閣議決定におきまして、審議会、協議会等のうち、経済係のものにつきましては、特に任期制限を設けまして、六箇月というこにいたしました。しかしながら必要応じまして、さらに一回を限つて更にできるということにいたしたのであります。経済関係等でない審議会等につきましては、特に閣議決定では任期限度は定めておりませんが、大体二五年を限度としたいというふうに取扱つております。

その次に現存審議会等の処理でございますが、これにつきましても、先ほど申しました二百三十六の審議会につきまして、大幅にこれを縮減するということを、二月十六日の閣議決定として定めたのであります。この二月十六日の閣議決定に基きまして、さる二百三十六のおののへの審議会につきまして検討を加えました結果、三月二十七日にこの具体的な処理につきまして、さらに閣議決定がなされたのであります。その閣議決定の結果といたしまして、この二百三十六の審議会のうち、中央におきまして六十三、地方中先機関におきまして七、合計七十のものを廃止する、あるいは実際上の運営をするものにつきましても、約五十につきましては、二月十六日にきめました。

改組を加えるということを決定いたしましたのであります。その所要の改組の内容といたしましては、まず審議会等で権限が非常に強いものがあるのです。個々の行政行為につきまして、相当の決定権を有するといふものがあります。個々の行政行為につきましては、これを一般的な諮問機関と、原則として改組するということにいたしております。

それから審議会の委員の任期につきましては、経済関係等の審議会につきましては、これを六箇月というようだつて短縮いたしましたし、それ以外のものにつきましても、三年、四年あるいは五年というような任期のものにつきましては、大体任期を短縮いたしまして、二年といたしたのであります。

そのほか委員の数につきましても、従来相当数の多いものがあつたのであります。これらの中のものにつきましては、委員の数をできるだけ縮減するという措置をとることに決定を見たのであります。これらの三月二十七日に決定いたしました個々の具体的な措置の中には、あるいは法律を改正しなければならないものもあり、あるいは政令、省令等の改正を必要とするもの等、いろいろあるのです。そのうち政令以下で処理し得るものにつきましては、五月一日現在をもぢまして処理済みであります。このうち法律の改正を要するものにつきましては、今後の／＼各省設置法等の一部改正案をいたしまして、国会に提出御審議を願うということになつたのでござります。方針をいたしまして、各省の法律で出すということにいたしました、各省それ／＼の設置法の一部

〔文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正〕

第二條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のよう改定する。

第三條 第二項中「第四條」を「第三條」に改める。

第四條中「第二項の審査に合格した者の競争」を「前條の審査に合格した者の競争」に、「第二條の審査に合格した者との随意契約」を「同條の審査に合格した者との随意契約」に改める。

第五條第五項」に改める。

第十條中「第六條第二項」を「第五條第二項」に改める。

第十五條第一項第二号中「第一條又は第十三條」を「第十條又は第十二條」に、同條第三項中「第十二條」を「第十一條」に改める。

第十六條第一項中「第四條」を「第三條」に改める。

第十七條第二項中「第十一條」を「第十條」に改める。

第三條を削り、第四條を第三條とし、以下一條ずつ繰り上げる。

附則
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
○天野国務大臣　ただいま議題となりました審議会等の整理のための文部省

設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

先般、政府は行政の簡素化、経費の節約、行政機関の自主性確立等の見地から、審議会等の設立基準等に関する方針を決定し、審議会等の整理改組を行うことになりました。文部省においては、この方針にのつとて通信教育審議会外五審議会についてその委員会を縮減し、あるいはその任期を短縮する等の措置を講じて参りましたが、さらに今般教科書出版資格審査会を廃止することとし、ここにこの法律案を提出いたした次第であります。

教科書出版資格審査会は、昭和二十四年、文部省設置法及び文部省著作教科書の出版権等に関する法律によつて文部省に置かれたものであります。文部大臣の諮問に応じ、文部省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得しようとする者に対し、その資格を審査するために設けられたものであります。この審査会は、審査員二十人以内で組織され、製紙、出版、印刷、發行供給関係者を主体とする学識経験者及び関係各省各庁の職員のうちから任命されます。出版権を取得しようとする二十数社について審査し、教科書行政の民主化のため貢献するところが大であります。かかるところ、文部省著作教科書は、検定教科書を主とする新教科書制度の確立によつて逐次減少して参りましたので、この審査会の任務の大半は一応終了したものと認められるに至りました。そこで今般この審査会を廃止することにしたのであります。

教科書出版資格審査会の廃止につきましては、文部省設置法第二十四条第

一項の表を改正いたしまして、教科書出版資格審査会等の一部を改訂いたし、教科書出版資格審査会に開する規定を削り、また文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部を改訂いたし、教科書出版資格審査会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願ひいたしまして、次第であります。

以上が今回の審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願ひいたしまして、次第であります。

○坂田(英)委員長代理 次に審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。西川政府委員。

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改訂する法律案

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改訂する法律案

(大蔵省設置法の一部改正)

第一條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改訂する。

第十三條第一項の表中特別融通損失審査会、産業設備團損失審査会、国民再生金庫損失審査会、復興金融審議会及び社寺等内地外特定契約審査会の項中「中央特定契約審査会」を「特定契約審査会」に改める。

第十八条 削除

第三十九條第一項の表中財産審

されることができる。

附 則

1 この法律施行前にした改正前の

復興金融金庫法第三十三條第一号

の規定に違反する行為に対する罰

則の適用については、なお從前の

例による。

3 この法律施行の際現に専売事業審議会の委員である者の任期は、改正後の日本専売公社法第九條第

五項本文の規定にかかわらず、昭和二十六年五月二十日から起算し

て、大蔵大臣の定めるところによ

り、四人については二年、他の四

人については一年とする。

4 この法律施行の際現に財政制度審議会の學識又は経験のある者の任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

○西川政府委員 ただいま議題となりました審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申しあげます。

今回政府におきましては、行政の簡素化及び円滑化、経費の節減等の見地から、現存の審議会等のうち、すでに実質的機能を喪失しているもの、またはその設置の目的を達成したもの等につきまして、この際これを廃止することとし、また今後存続を必要とするものにつきましても、委員の定数の減少、任期の短縮等をはかることといたしましたのであります。大蔵省関係の審議会等につきましても、この趣旨に基き

ましてその整理を行うことといたし

ます。そのため大蔵省設置法を初め、関係法

律に所要の改正を加える目的をもちま

す。まず審議会等の廢止につきましては、特別融通損失審議会、産業設備當

国損失審議会、国民更生金庫損失審

查会、復興金融審議会、地方特定契約審

議会、復興金融審議会及び財産調査会は、

この法律施行の日から、また社寺境内

地廻分中央審議会及び社寺境内地廻分

審議会は、昭和二十六年度末限り

でそれ／＼廃止することといたしてお

ります。次に廃止しないものにつきま

して、専売事業審議会の委員の任期

を三年から二年に短縮し、資産再評価

審議会の委員の定数を四十人以内から

三十人以内に減少し、さらに財政制度

再評価調査会及び地方資産再評価調査

会の委員の任期を新たに二年と定める

ことといたしております。

以上がこの法律案の提出の理由及び内容の概略であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○坂田(英)委員長代理 次に審議会の整理等のための經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。郡政務次官。

審議会の整理等のための經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案の整理等のための經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案を議題といたしました。

第六章 削除 第二十四條第六号を次のように改める。

第三章第一節第四款を次のように改める。第四款 附屬機関

定本部設置法等の一部を改正する法律

(經濟安定本部設置法の一部改正)

二十四年法律第二百六十四号の一

部を次のように改正する。

目次第三章中「第四款 價格調

整公團(第三十二條)」を「第四款 附屬機関(第三十二條)」に改める。

第五條第十六号を次のように改め

る。

第六章 削除 第二十四條から第四十六條まで

第二條 企業再建整備法の一部を次

のように改正する。

第三條 第六章「第六章 經濟再建整備

會議」を「第六章 削除」に改

める。

第六章を次のように改める。

第四章 削除 第二十四條から第四十六條まで

(企業再建整備法の一部を改正す

る法律の一部改正)

第三條 企業再建整備法の一部を改

正する法律(昭和二十六年法律第

四十四号)の一部を次のように改

正する。

第四十五條第一項の改正規定を削る。

(金融機関再建整備法の一部改正)

二十一一年法律第三十九号)の一部

を次のように改正する。

第二條第三項を削る。

第七條第二項中「經濟再建整備

審議会の議を経て」を削る。

第四十一條第一項及び第二項中

從來の外務省の定員内でこれに充當することとし、今次改正の第二点である

京都連絡調整事務局の廃止による剩員及び他局からの人員の移しかえ等によつて、その事務に支障を招くことのないよういたず覺悟であります。

次に第二に、京都連絡調整事務局の廃止について御説明いたします。現在十二箇所に連絡調整事務局が設置されておりますが、この中で京都連絡調整事務局は、從来主として現地部隊との連絡事務の処理に当つておりますが、行政機構の簡素化の趣旨によりましてこれを廃止し、その所掌事務を近畿連絡調整事務局に引き継ぐこととします。

最後に第三に、地方連絡協議会の廢止についてであります。これは本年三月二十七日の閣議決定、審議会等の整理に関する件に基きまして、行政機構の簡素化と経費の節減をはかるため、地方連絡協議会を廃止せんとするものであります。

なお附則におきまして、行政機関職員定員法を改正して、外務省本省に八十人の定員増を規定していますが、これは近い将来設置を予想されている在外事務所の派遣要員に充てるものであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由及びその説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○坂田(英) 委員長代理 次に特別調達府設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。堀井政府委員。

特別調達府設置法の一部を改正する法律案

特別調達府設置法の一部を改正する法律 第百二十九号の一部を次のよう改訂する。

第五條 特別調達府に、長官官房及び左の四部を置く。

(内部部局)
財務部
業務部
管理部
労務部

第六條 本法を次のように改める。
(特別な職)

第六條 特別調達府に次長一人を置く。次長は、長官を助け、庶務を整理する。

2 特別調達府に顧問一人を置く。

顧問は、重要な庶務に參画する。

3 長官官房に監察官一人を置く。

監察官は、命を受けて長官官房の

事務を掌理する。

4 長官官房に監察官一人を置く。

監察官は、命を受けて庶務の監査

に関する事務を總轄する。

5 各部に次長各一人を置く。各部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 庁費以外の終戦処理費による積算に關すること。

二 庁費以外の終戦処理費による調達(不動産及びこれに附屬する動産の調達を除く。以下本條において同じ。)に伴う設計及び

法律第百二十九号の一部を次のよう改訂する。

第五條を次のように改める。
(内部部局)
第五條 特別調達府に、長官官房及び左の四部を置く。

(内部部局)
財務部
業務部
管理部
労務部

第六條 本法を次のように改める。
(特別な職)

第六條 特別調達府に次長一人を置く。次長は、長官を助け、庶務を整理する。

2 特別調達府に顧問一人を置く。

顧問は、重要な庶務に參画する。

3 長官官房に監察官一人を置く。

監察官は、命を受けて長官官房の

事務を掌理する。

4 長官官房に監察官一人を置く。

監察官は、命を受けて庶務の監査

に関する事務を總轄する。

5 各部に次長各一人を置く。各部の次長は、部長を助け、部務を整

理する。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

第十二條の二中「調達芸能審議会」を削る。

第十二條の三を次のように改め

別調達府長官の諸間に応じ、調達されたホテル等の運営及び芸能に

関する役務の調達について調査審議する機関とする。

第二に、從来工事、役務及び需品の供給のあつ旋に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

第十條を次のように改める。
(管理部)

第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 終戦処理事業費による不動産(これに附屬する動産を含む。以下本條において同じ。)の調達及び評価に關すること。

2 役務審議会は、特別調達府長官及び委員四十八人以内で組織する。

3 特別調達府長官は、役務審議会の会長として、会務を總理する。

4 委員は、関係行政機関の職員及びホテル等の運営又は芸能に関し、学識経験のある者のうちから、特別調達府長官が任命する。

5 第十二條の五を削り、第十二條の大中「前二條」を「前二條」に改め、同條を第十二條の五とする。

六 中「前二條」を「前二條」に改め、同條を第十二條の五とする。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

した。すなわち從來不動産業務と、連合國軍に対する労務者提供の業務をあわせ所掌いたしておりました労務管財部を労務部と管理部に分離し、新設の管

理部におきましては、不動産業務のほか、広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件処理に關する事務をつかさどることとしたしました次第であります。

第二に、從来工事、役務及び需品の供給のあつ旋に關すること。

三 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

第十條を次のように改める。
(管理部)

第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 不動産の記録に關すること。

2 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

3 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

4 不動産の記録に關すること。

5 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

6 工事、役務及び需品並びに不動産の調達等に附隨する事件の契約に關すること。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

した。すなわち從來不動産業務と、連合

國軍に対する労務者提供の業務をあわせ所掌いたしておりました労務管財部を労務部と管理部に分離し、新設の管

理部におきましては、不動産業務のほか、広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件処理に關する事務をつかさどることとしたしました次第であります。

第二に、從来工事、役務及び需品の供給のあつ旋に關すること。

三 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

第十條を次のように改める。
(管理部)

第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 不動産の記録に關すること。

2 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

3 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

4 不動産の記録に關すること。

5 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

6 工事、役務及び需品並びに不動産の調達等に附隨する事件の契約に關すること。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

した。すなわち從來不動産業務と、連合

國軍に対する労務者提供の業務をあわせ所掌いたしておりました労務管財部を労務部と管理部に分離し、新設の管

理部におきましては、不動産業務のほか、広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件処理に關する事務をつかさどることとしたしました次第であります。

第二に、從来工事、役務及び需品の供給のあつ旋に關すること。

三 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する資材の納入の促進、監督及び考査に關すること。

第十條を次のように改める。
(管理部)

第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 不動産の記録に關すること。

2 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

3 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

4 不動産の記録に關すること。

5 不動産の調達に伴う補償及び求償に關すること。

6 工事、役務及び需品並びに不動産の調達等に附隨する事件の契約に關すること。

第七條 第十三号を次のように改め

る。
第九條を次のよう改める。
(業務部)
第十九号 業務部においては、左の事務をつかさどる。

で内閣に設置されておりました失業対策審議会を法制化することいたしました。

身体障害者製作品購買審議会は、身体障害者福祉法に基きまして、身体障害者の製作品の購買の事務について調査審議する審議会であります。しかし、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議のための機関といたしましては、別に同じく身体障害者福祉法に基く中央身体障害者福祉審議会が厚生省の附属機関として設置されておりますので、この際行政機構簡素化の見地がら、身体障害者製作品購買審議会の権限を、中央身体障害者福祉審議会の権限に含め、身体障害者製作品購買審議会を廃止することとしたいたした次第であります。

頗うことにいたしております。次に、失業対策審議会は、昭和二十四年三月当時の急迫した失業事情に對処するため、失業対策閣僚会議にかえて急ぎ設置したものであります。が、わが国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大という見地から、財政、金融、産業、貿易等各分野にわたる総合的施策を樹立する必要があるに過ぎません。しかし、失業者の救濟対策につきましても、一般社会保障の各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありますので、これらの事項につき調査審議の任に當るべき本審議会は、今後当分の間存置することがぜひとも必要であると認め、この際行政組織に関する原則に基き、その設置につきましては、別途改正案を御審議願うことにいたしております。

國立世論調査所は、国民の世論を行政策に反映させて行政の民主化を一層促進させますために、昭和二十四年六月經理府の附屬機関として設置いたされたのであります。以來、調査所は行政の各分野にわたり、時々に起きる行政問題について調査を重ね、漸々と所期の効果を上げて今日に至つております。

しては、厳密な科学的方法と公正なる態度とをもつて不偏不党、純客観的な正確な世論を捕捉するよう努めているのであります。この点について、調査所に置かれている世論調査審議会は、自主的機関として外力からの制約も受けないことなく、過去約二年間調査の正確

はもぢろん、調査の結果の発表方法の決定にあたつては、審議会の同意をもつることによつて、調査研究の独立性を保障して調査の正確と公正を期することとし、他方、行政管理的事项については、その責任体制を整備することとなり、今回これに關する所要の改正をいたしたい次第であります。

○坂田(英)委員長代理 次に審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。山村

つまづきましては、別途改正案を御審議願うことにいたしております。

次に、失業対策審議会は、昭和二十九年三月当時の急迫した失業事情に対処するために、失業対策閣僚会議にかえて急ぎ設置したものであります。が、わが国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大といふ見地から

と公正のために、その機能を果してきただのであります。すなわち、審議会は、調査研究の方針、調査の実施計画及び調査の結果の発表方法について決定権を持ち、なおかつ、その決定権は調査所の一般事業方針及び調査所の運営の分野にも及んでいるのであります。

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案
審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案
労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

ら、財政、金融、産業、貿易等各分野にわたる総合的施策を構立する必要があるばかりでなく、失業者の救済対策につきましても、一般社会保障の各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありますので、これらの事項について調査審議の任に当るべき本審議会は、今後当分の間存置することと決定

今般、政府におきまして、全般の審議会等の性格、職務権限等につきまして、種々検討を加えました結果、行政責任を明確にするため、必要な調整をする方針を定めました。これに従つて、世論調査審議会につきましても、世論調査の特殊性を十分検討考慮しまして、周密な運営を図ることといたしました。

第十三條第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

とも必要であると認め、この国際行政組織に関する原則に基き、その設置に際して法律的根拠を與えようとするものであります。

して、調査研究の独立性を尊重しつつ、行政責任の明確化を期することとしたいたしました。従来の一般的決定機関たる性格を改めて、調査研究、すなわち、調査研究方針及び調査の実施計画

○山村政府委員　ただいま議題となりました審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案の審議

をせられるにあたり、提案の理由を御説明いたします。

整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。平澤政務次官。

のであります。今般各省附属の審議会等をできる限り整理し、行政効率の向上をはかることとなり、労働省といたしましてもこの方針に即応し、現在労働省に附属する審議会等のうち、労働教育審議会を廃止することにいたしたのであります。

このことは、申すまでもなく、労働教育そのものの意義を軽視するものではありませんので、今後といえども労働教育の振興をはかり、健全な労働組合の発展を助長し、合理的な労使関係を樹立することの重かつ大なることはもちろんのことであります。ただ戦後五年の経験を積んだ労働運動及び労使

審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案

審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十三号中「薬剤師國家試験を監督し、薬剤師の免許及び登録を行い、」を「薬剤師の試験、免許及び登録を行い、」に、同條第十五号中「薬事審議会の提出する原案に基いて、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改める。

開港の場段階においては、必ずしも審議会委員といふこととき形式にとらわれ
第十五條中「国立公衆衛生院」
〔國立公衆衛生院〕

す、必要性に応じて隨時労働関係者の意見を聞くという彈力ある方式によ
る。国立精神衛生研究所」に改め
第十七條の次に次の一條を加える。

(国立精神衛生研究所) 第十七條の二 国立精神衛生研究所

所は、精神衛生に関する調査研究をつとめている機関である。

何と不思議なことかと思ひ、お詫び申し上げる次第であ
らんことをお願い申し上げる

ります。
県に置く
3 国立精神衛生研究所の内部組

○坂田(英)委員長代理 次に審議会の議は、厚生省令で定める。

第一十九條第一項の表中「中央食品衛生調査会」
及び「品衛生に關する及び其の執行を

原作の「おとこ」は、この「おとこ」をもじって「おとこ」と書く。『おとこ』は、『おとこ』の「おとこ」をもじって「おとこ」と書く。

まず農事改良実験所につきましては、すでに昨年実現を見ました試験研究機
関として、林政部にあつた林道の指導監督に関する事務は、指導部本来の

やかに御可決あらんことをお願ひいたす次第であります。

るものであります。

長の郵便組合の附書道府県支局長に
場への移管が予定されていたのであり
ますが、移管に伴う予算措置の見通し

事務と密接な関連があるところから、これを指導部に移管いたすこととしたのであります。

○坂田(英)委員長代理 次に審議会案の整理のための地方自治廳設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。小野政務次官。

事務を国立の地域農業試験場に移し、残余を都道府県農業試験場に移管することを最後的決定したまゝ止つた。

て、食糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が、また昨年七月には肥料配給公団がそれ／＼解散となり、現在すでに清算の段階にあります。この等公

設置法に所要の改正を加えること
にいたしたのであります。また農業機
械指導所につきましても、機器簡素化

算中の段階でありますので、この段階で
団に関する関係規定を削除いたすことと
としたのであります。

と経費節減の見地からこの際廃止することいたしました。

以上で第一條すなわち農林省設置法の改正について大略の御説明を終り、次に第二條以下の御説明に移りたいと存ります。

しては、従来輸出品検査所は、検査事務の円滑をはかるため、その所掌する物資別に輸出食料品検査所と輸出農林

思ひがて、すでに申し述べましたように、今回審議会等の整理を行いました結果、他の法律でこれら審議会等の権限を

水産物検査所の二本建で運営が行われて来たのであります、その後今日までの実績と予算節約の要請から、こ

の法律等これら房上屋面等の構造を規定しているものにつきましても、同時に当該條項の整理を行う必要が生ずる。

まして、この際両検査所を統合して、より強力な一体とする方が、輸出品検

るに至りました。第二條から第六條まで、すなわち農林中央金庫特別融通及び損失補償法、農村負債整理資金特別融

査を総合統一的に行う上に有利であると考えられるに至りましたので、今回その線に沿う改正をいたしたわけであ

損失補償法、農村負債整理資金特別措置法、通及損失補償法、臨時農村負債処理方法、農地調整法及び自作農創設特別措置法の改正は、まさにその整理のため

第四に林野庁内部部局の所掌事務の整理につきましては、昨年薪炭の政策

置法の改正は、まさにその整理のための改正でありまして、その内容もただ従来の審議会等が行つて来た権限を、主務大臣に行つしめる等の措置と異

買上げを廃止いたしまして以来、銳意
清算事務に励みました結果、本年三月

主務大臣に行わしめる等の措置を講じたにすぎないのであります。また第七條の漁港法の改正は、同じく審議会等

一はいをもらひまして、おおむねその整理を完了いたしましたので、この際義務部にあつた薪炭に関する指導、助長

例の漁港法の改正は、同じく審議会等の整理の一環として、漁港審議会の委員の任期を三年から二年に短縮いたしましたのであります。

の行政をその本来の位置である林政部にもどし、業務部は国有林野に関する業務に限ることといたし、またこれに

たものであります。
以上が本法案の提案理由の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみ